

大田原市立大田原小学校
建設検討委員会報告書



平成26年5月

大田原市立大田原小学校建設検討委員会

はじめに

現在の小学校制度は明治5年の学制発布により始まり、明治6年から全国に小学校が設置されました。そのような歴史の中で大田原小学校は明治6年12月に現在の大田原市で最初に開校しました。平成25年12月に創立140周年を迎え、長い歴史と伝統を持った学校として、地域の方々に親しまれています。

大田原小学校の校舎については、管理棟・教室棟（RC造）・教室棟（木造）の3つの校舎が配置されておりますが、それぞれの校舎は建築後50年以上が経過し、老朽化が進んでいます。特に、教室棟（木造校舎：通称6校舎）は建築後79年（昭和10年11月建築）が経過しており、市内の小中学校の校舎で最も古い校舎であります。

地域の方々からは、大田原小学校の3つの校舎を建替える要望書が提出され、老朽化した校舎に対する行政側の取組に関心が高まり、平成23年11月に耐力度調査を実施した結果、「構造上危険な状態にある建物」との報告がなされ、大田原市は、平成25年度に大田原小学校木造校舎の建替えと既存校舎の大規模改修の実施を決定しました。

平成25年10月3日に大田原市教育委員会から委嘱を受けた9名の委員により「大田原市立大田原小学校建設検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が設置され、校舎建設に関する基本計画策定に関する事項を検討することとなりました。

検討委員会では、大田原小学校の校訓である「自立と共生」及び教育目標である「学び合うこども 助け合うこども 高め合うこども」を踏まえ、歴史と伝統のある大田原小学校に対する地域の思いや新しい校舎へ通う児童を想定し、コンセプト、校舎の規模や教室の構成、校舎の配置や全体のレイアウトなどの検討を行いました。

本報告書により、その検討内容について報告します。



目 次

はじめに

I. 概 要 ・ 条 件

- (1) 位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 学区域について・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 児童及び学級数・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 法的条件・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 周辺環境・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 既存校舎概要・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (7) 施設沿革・・・・・・・・・・・・・・ 9

II. 基 本 構 想

- (1) 本校の教育理念・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) コンセプト・・・・・・・・・・・・・・ 12

III. 基 本 計 画

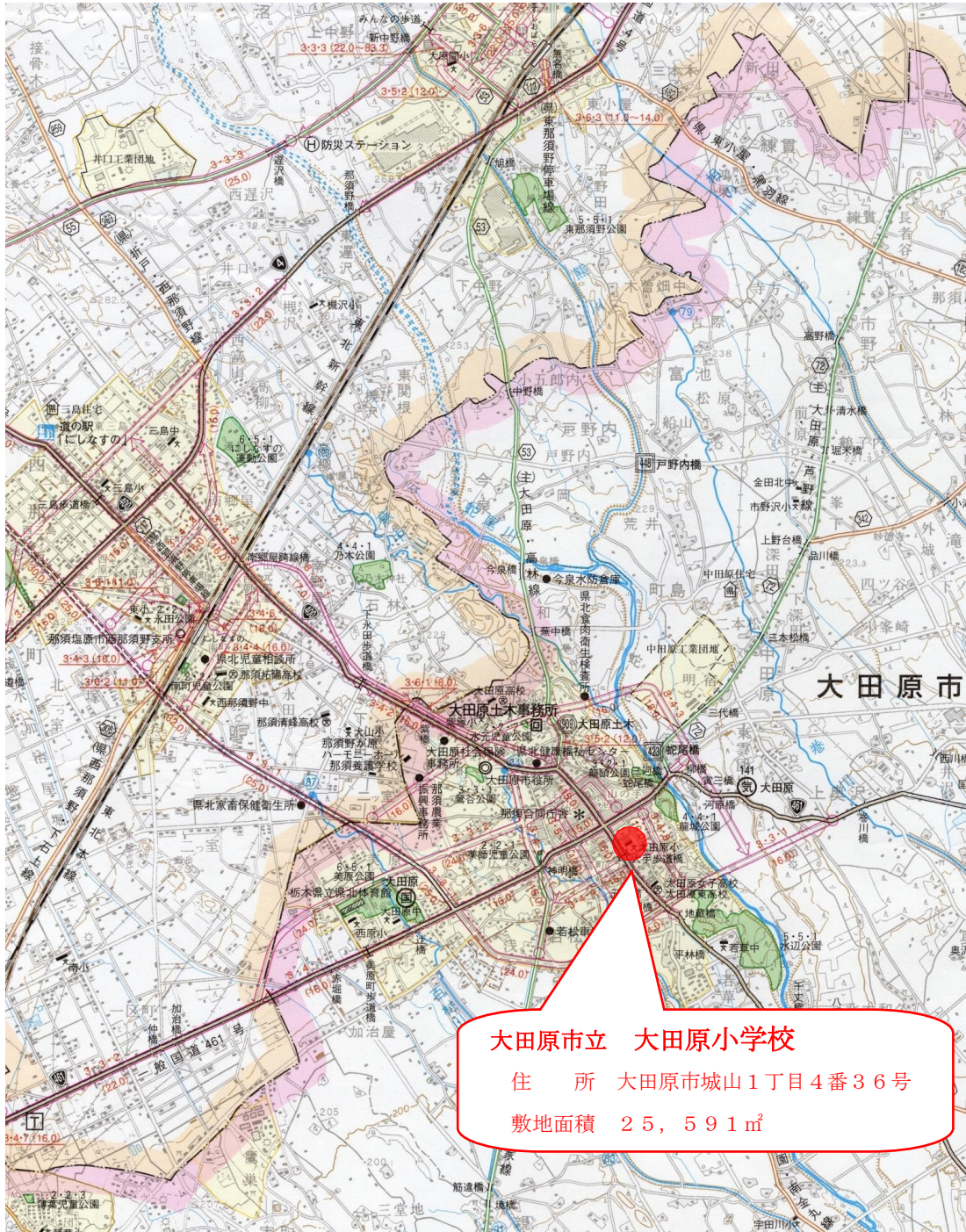
- (1) 全体計画・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) 施設計画・・・・・・・・・・・・・・ 15

IV. 年 次 計 画

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

I. 概要・条件

(1) 位置図



大田原市立 大田原小学校

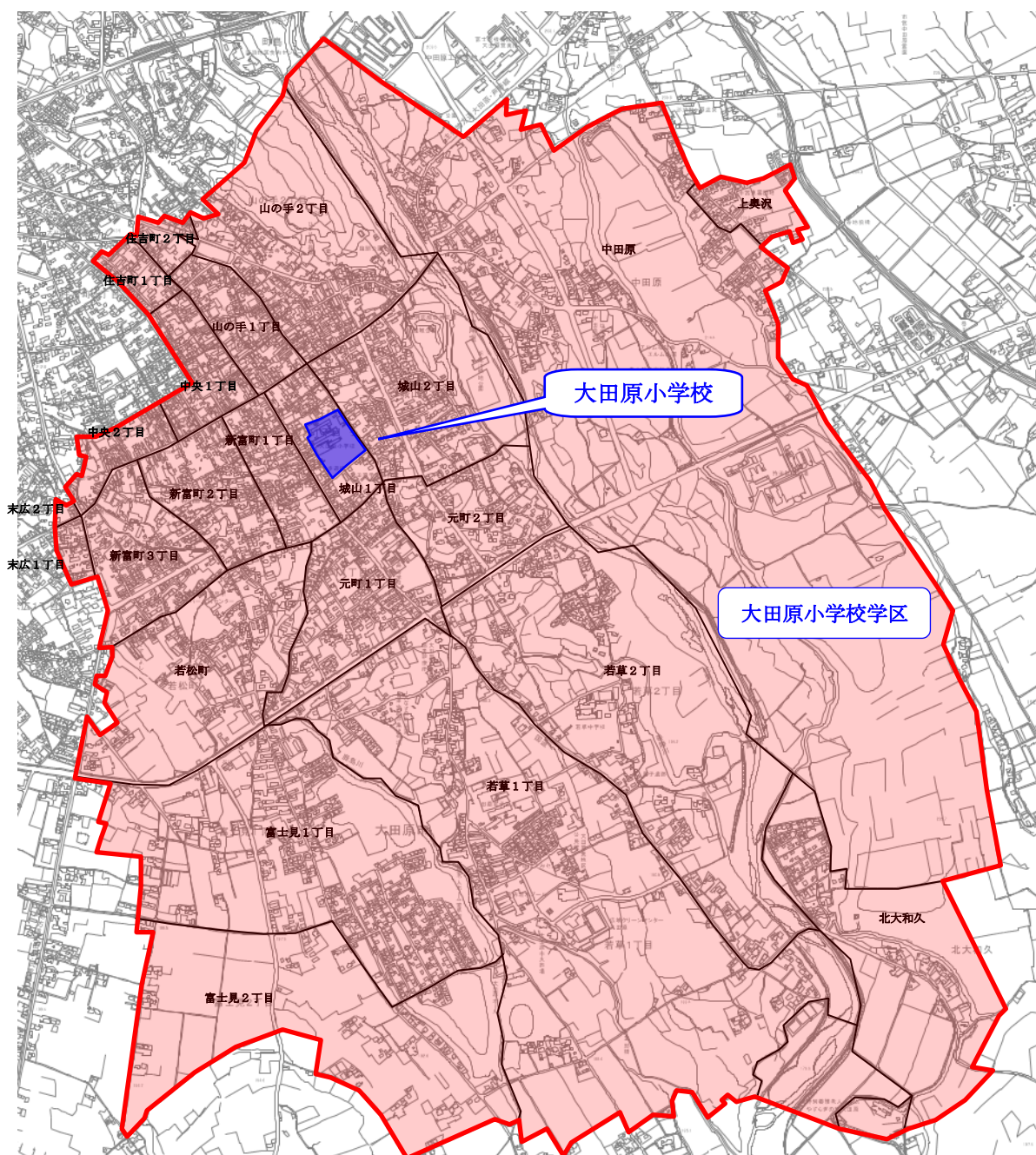
住所 大田原市城山1丁目4番36号

敷地面積 25,591㎡

(2) 学区域について

山の手1丁目、2丁目の一部、城山1丁目、2丁目、元町1丁目、2丁目、新富町1丁目、2丁目、3丁目、中央1丁目の一部、2丁目の一部、住吉町1丁目の一部、2丁目の一部、末広1丁目の一部、2丁目の一部、若松町の一部、富士見1丁目の一部、2丁目の一部、若草1丁目、2丁目、中田原の一部、上奥沢の一部、北大和久の一部

(平成26年4月1日現在)



(3) 児童及び学級数

大田原小学校の児童数は542名、学級数は21学級です。(平成26年4月1日現在)

学 年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児童数	普通	94名	81名	83名	78名	87名	93名	516名
	特別支援	—	—	—	—	—	—	26名
学級数	普通	3教室	3教室	3教室	2教室	3教室	3教室	17教室
	特別支援	—	—	—	—	—	—	4教室

児童数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童数	546 (実数)	542 (実数)	542 (実数)	502 (推計)	496 (推計)	690 (推計)

※平成29年度の児童数(推計)は西原小学区再編を考慮したものである。

(4) 法的条件

①地域・地区要件等

用途地域	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域
容積率	200%	200%
建ぺい率	60%	80%
防火指定	—	—
高度指定	—	—
日影規制	4時間—2.5時間	5時間—3時間
その他	—	—

②本事業の計画及び実施に係る法令、条例

○教育関連

- ・学校教育法
- ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- ・学校図書館法
- ・学校保健安全法（学校環境衛生基準）
- ・社会教育法

○建築関連

- ・建築基準法及び建築基準法施行令
 - ・消防法
 - ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（エコ関連）
 - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（換気・給排水関連）
 - ・国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律
(再資源化された物品等の利用)
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
(エコ関連)
 - ・建築工事に係る資材の再資源化に関する法律（解体関連）
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー関連）
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理関連）
 - ・栃木県建築基準条例
 - ・栃木県環境基本条例
 - ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（バリアフリー関連）
 - ・大田原市安全で安心なまちづくり条例
 - ・大田原市子ども権利条例
 - ・大田原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱
- ・・・その他関係法令等

(5) 周辺環境



(1) 周辺道路・状況

[北側] : 市道城山102号線に面し、北門が位置する。



[東側] : 大田原小学校東線に面し、学校正門が位置する。



[南側] : 市道城山103号線に面し、学校南門が位置する。



[西側] : 国道400号側に西門が位置する。



(6) 既存校舎概要

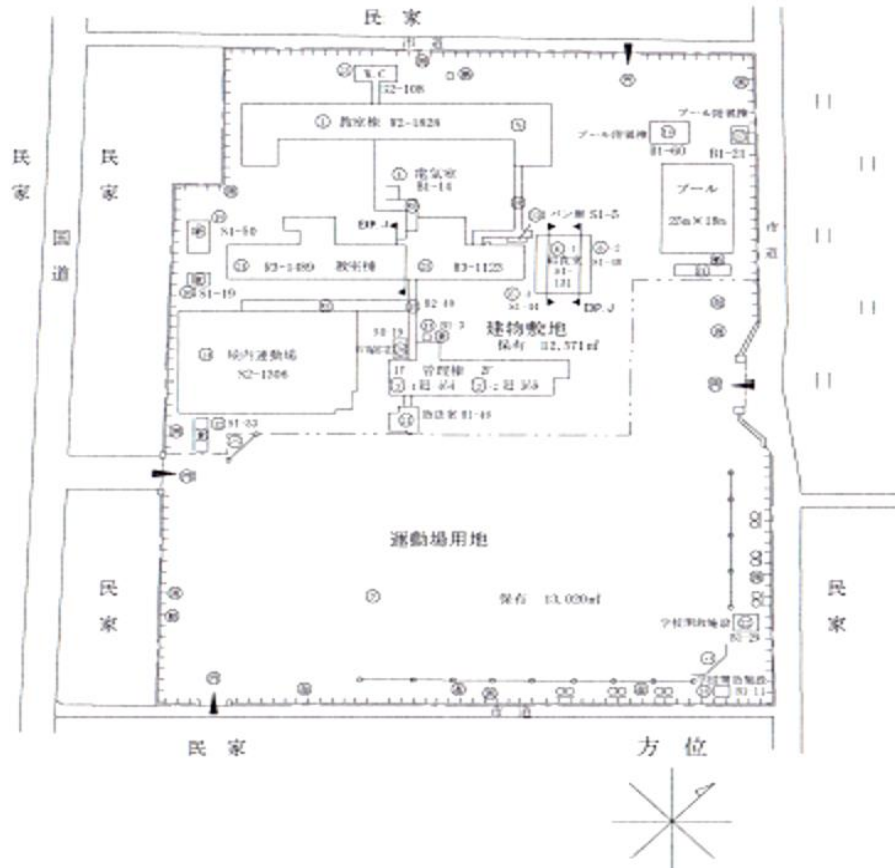
①施設規模

	面積	竣工年度
敷地面積	25,591 m ²	
校舎延床面積	5,490 m ²	管理棟 昭和36年 2月 昭和52年 3月
		第2校舎 昭和35年11月
		第3校舎 昭和10年11月
校庭面積	13,020 m ²	
屋内運動場	1,306 m ²	昭和52年 2月
給食室	215 m ²	昭和39年12月 昭和56年10月 昭和59年 3月
プール	25m×18m	昭和56年 7月
	(9コース)	

②施設内容

普通教室	21教室
特別教室	16教室 理科室、生活室、音楽室、図工室、家庭科室、コンピュータ教室 図書室、特別活動室、教育相談室
管理諸室	9室ほか 校長室、職員室、事務室、放送室、保健室、更衣室、資料室、 会議室 等
その他	1室ほか 給食室 等

③現況配置図



④敷地内の状況

管理棟



教室棟 (RC造)



教室棟 (木造)



給食室



屋内運動場



放送室



プール



(7) 施設沿革

- 明治 6. 1 2 那須郡大田原宿 145 番地に校舎を建設し、大田原小学校と称し開校。
23. 8 大田原尋常小学校と改称。
26. 1 大田原尋常高等学校と改称。
- 昭和10. 1 1 第6校舎を新築（現在の木造第3校舎）
16. 1 大田原町立国民学校と改称。
22. 4 大田原小学校と改称。
26. 4 給食室設置
28. 8 プール建設（創立80周年記念事業）
31. 9 西原小学校新設により一部分離
32. 8 紫塚小学校新設により一部分離
35. 3 鉄筋3階校舎建設（現在の第2校舎）
35. 4 精薄学級開設
36. 2 管理棟完成
39. 1 2 給食室新築
48. 1 1 創立100周年
52. 2 屋内運動場新築
56. 7 プール新築
- 平成13. 4 情緒障害特殊学級設置
15. 9 創立130周年記念「炬火台」設置
18. 3 地域イントラネット敷設
18. 8 アスベスト除去完了
19. 8 コンピュータ教室ハード入替
20. 2 前校舎1階東手摺・屋内運動場入口スロープ設置、耐震化診断
20. 8 ジャングルジム設置
21. 8 耐震化工事、ブランコ設置
22. 4 教職員用パソコン配備
23. 3 東日本大震災にて高架水槽破損により圧送式ポンプ設置
23. 3 東日本大震災により教室・特別教室の配置換え
24. 9 屋内運動場耐震化工事

Ⅱ. 基本構想

(1) 本校の教育理念

広く子どもの教育の目指すところは、大きくは三つある。その一つ目は、人類が長年にわたって築き上げてきた文化を、次代を担う子どもに伝えることである。二つ目は、子どもを自立させることであり、三つ目は生きる術を身に付けさせることである。学校教育においても同様で、これら三つのことを教員の専門性をもって、意図的、計画的に行わなければならない。

一、文化の継承は教科指導を中心に行うが、児童の知的欲求を満たすとともに先人が行ったであろう思考もたどって訓練し、新たな文化の創造者になれる基礎づくりをする。この過程では人類が築いてきた文化を児童が驚きや喜び、感動を伴って再発見する。これによって、子どもの前に広がる新しい世界を教師は大切に教育する。また、体験活動を中心として、先人達に敬意を表しながら地域の伝統文化を学び、その良さを生活に取り入れるとともに、自分が次代へ繋ぐ継承者になれるようにする。精神文化を伝え、人格を陶冶することは学校における教育活動の要とする道徳教育を中心として行い、生活環境が変わろうとも揺るがない精神的な支柱を築くようにする。

二、子どもの自立とは、親や教師のような一種の権威による決定によらず、自分で考え決定し、行動すること、あるいは自分で解決し、責任を持つようになることである。学校における活動のすべてを子どもの自立への営みとして重視し、放任せず、かと言って手を掛けすぎずに自立を促す。ただし、自立が他の人の力や考えを排除することではなく、多少の衝突はあっても、共生していくという人間関係が大切であることを銘記しておく。

三、生きる術を身に付けることは、狭義の「生きる力」を身に付けるということでもある。様々な知識や技術、技能を習得することのほかに、多くの人の生き方を知り参考にするとともに自分の生き方を客観的に見つめることも必要である。将来にわたって誤った判断と選択をすることなく、豊かな人生を送り、社会と人々のためによりよく生きることに繋がるような、知識や技術・技能、判断の力を身に付ける。

学校教育の効果は、子どもの未知のことを学びたいという欲求や、自立の願望、出来ないことや初めてのことが出来るようになりたいという気持ちと、私

達が成し遂げたい上記三つのことが合致したときに、最大となってあらわれる。そのためには、子どもの個々の欲求や発達の段階を知るとともに、学校は、子どもが失敗の体験から多くを学ぶことが出来る場であることを保障し、子どもの安全を確保し安心して学べる時と場所を保障する。そして、人・物・心・自然が調和した環境の中で、子ども一人一人が学ぶ喜びを感じながら活動して各自の目標を達成し、充実感や達成感を味わいながら成長出来る教育を推進することが学校教育の基本と考える。

学校教育目標とめざす学校像及び期待する児童像

学校教育理念に基づき、学校教育に求められるもの及び地域、児童の実態から、「学校教育目標」「めざす学校像」「期待する児童像」、「めざす教師像」を次のようにする。

- ① 学校教育目標 学び合う子ども
 助け合う子ども
 高め合う子ども
- ② めざす学校像 思いやりと豊かさに満ちた活気ある学校
 学び高め合う、向上心あふれる学校
 児童と教師がともに感動できる学校
 地域に開かれ、地域から学び地域と共に歩む学校

③ 期待する児童像

期待する15の児童像を描き、全ての教育活動を通じてその像に近づく児童を育てる。

- 1 人と人とのつながりを大切にし、よい関係を保持する。
- 2 感謝の気持ちを持ち、それを表現することで相手に伝える。
- 3 相手のことを思いやり、礼儀正しく振る舞える。
- 4 人を苦しめず、悪者をつくらず、人のためになる生き方をする。
- 5 自分の決定に責任を持ち、最後までがんばる。
- 6 命あるものを慈しみ、生命に対する畏敬の念をもつ。
- 7 お年寄りを敬い、大切にする。
- 8 基礎学力と基礎体力を身に付ける。
- 9 言語でのコミュニケーション力を身に付ける。
- 10 学習を中心とした生活習慣をつくる。
- 11 自立の意欲を強くもつ。
- 12 自己主張ができ、また集団の一員として調和も大切にする。
- 13 規範意識を強く持つ。

- 1 4 新しい考え、方法を生み出す。
- 1 5 郷土の文化、自然、人の良さを認識できる。

(2) コンセプト

校舎の改築と改修にあたっては、本校が目指している教育を行うために、次のような学校施設の実現を基本とする。

- ①安全な学校
- ②快適な学習・生活環境である学校
- ③快適な職場である学校
- ④多様な教育活動がしやすい学校
- ⑤環境に配慮した学校
- ⑥地域の拠点となる学校
- ⑦保守・点検がしやすい学校

① 安全な学校にするために

- ・地震に強い建築
- ・校舎内から避難しやすい経路が確保できるように施設を設置する。
- ・安全が確保されるように整備された屋外通路（校舎⇄校庭・門）
- ・割れにくいガラスの使用
- ・落雷に強い施設（学校施設全体をカバーできる避雷針）
- ・結露しない廊下と階段
- ・窓からの転落防止の設備
- ・防犯を考慮した施設
- ・児童送迎のために来校する保護者の自家用車の安全な流れをつくる。

② 快適な学習・生活環境である学校にするために

- ・耐久性に実績のある冷暖房設備
- ・断熱ガラス、断熱塗装、外壁の防汚塗装
- ・自然換気
- ・防音（屋外と屋内の間で）
- ・結露しない壁面
- ・児童の清掃によって容易に清潔さを保てるトイレ
- ・温かみのある木を使った内装
- ・児童数に対応する十分な手洗い、給水施設

- ・児童の所有物を全て収納できる、ゆとりのある収納スペース
- ・児童のための更衣室の設置
- ・汚れに強く、拭き取り掃除が可能な掲示板（壁の表面素材）
- ・壊れにくい電灯スイッチ
- ・メンテナンスが楽な床材
- ・バリアフリー（エレベーター、スロープ、手すり、無段差など）
- ・改築校舎と既存校舎の2階を渡り廊下で繋ぐ

③ 快適な職場環境である学校にするために

- ・職員室を拡張
- ・書類、資料等の収納スペースの確保
- ・ロッカー室、休憩室の整備
- ・きれいなトイレときれいな手洗い場
- ・印刷室を管理棟内と改築校舎内に設置
- ・給湯室の設置
- ・職員用駐車場の整備（改築校舎の北側に）

④ 多様な教育活動がしやすい学校にするために

- ・普通教室に在籍する特別な支援が必要な児童のための充実した空間（防音機能がある複数の個室）を各階に設置
- ・図書館の床面積を広く（2室にわけている図書室を1室に）
- ・生活科の授業や総合的な学習の時間の授業がしやすい特別教室
- ・1つの学年の児童が集まって、集会や発表会ができる特別教室または多目的スペース
- ・外国語活動、英語活動がしやすい教室、防音の床
- ・特別支援教室内の教材収納スペースの確保
- ・特別支援教室付近に個室、シャワー室の確保
- ・検査室の設置
- ・教育相談室の複数設置

⑤ 環境に配慮した学校にするために

- ・太陽光発電設備を設置
- ・校舎の断熱化
- ・自動点灯・消灯機能付きトイレの電灯、ほか省エネ仕様の照明器具
- ・LED電灯の多用
- ・断熱ガラス、断熱塗装（再掲）

⑥ 地域の拠点となる学校にするために

- ・地域に開放可能な部屋を設ける（特に高齢者が使用できるように）

⑦ 保守・点検しやすい施設にするために

- ・校舎の外観はシンプルにする。外形は箱状とし凹凸をなくする。陰をつくらない。
- ・意匠はこだわらない。
- ・雨漏りしにくい屋上
- ・故障しにくい実績のある機器の導入
- ・丁寧に使用できなくても壊れにくい実績のある設備
- ・壊れにくい工法の採用
- ・保守・点検しやすい配管・配線
- ・外壁の防汚塗装（再掲）



多様な教育活動がしやすい学校（広い図書室）



木質系建材を利用した温かみと安らぎのある空間づくり

(※写真はイメージです)

Ⅲ. 基本計画

(1) 全体計画

- ①子供の安全面を第一に考慮されたい。
- ②機能性を重視し、デザイン性はこだわらないこととされたい。
- ③維持管理しやすい校舎にされたい。
- ④学習環境・生活環境に配慮されたい。
- ⑤学区再編を考慮し、普通教室は1学年4クラスとし計24教室、特別支援教室は6教室、合計30教室を確保されたい。
- ⑥耐震化されている管理棟は残し、地域の開放施設や学童施設等として利用することが望ましい。

(2) 施設整備計画

①共通事項

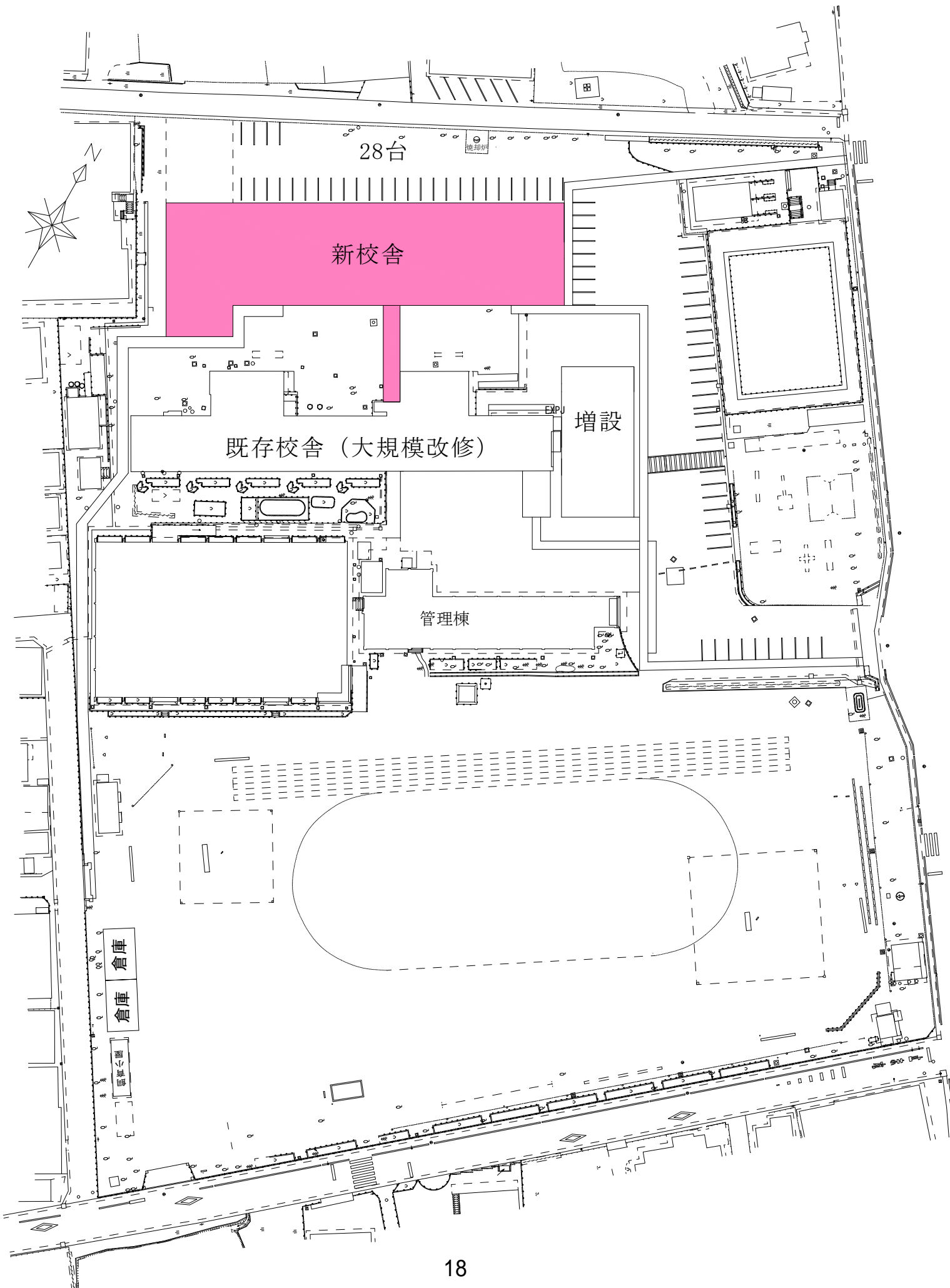
- ・普通教室は全て陽が当たる南面が望ましい。
- ・教室の内壁は腰壁の位置まで木質化とし、腰壁より上部は掲示物を張ることができる材質のものが望ましい。
- ・安全面を考慮し、窓は飛散防止のものとされたい。
- ・照明はLED照明が望ましい。
- ・普通教室は全てエアコン設置が望ましい。
- ・手摺り、スロープ等のバリアフリーが望ましい。
- ・新校舎の配置は、隣棟間隔をあげ採光の確保をすることが望ましい。
- ・空中廊下を設置し、新校舎と既存校舎の2階をつなぐものとされたい。

②新校舎

- ・普通教室
 - * 教室と廊下との間仕切りは掲示物が張れる可動式の壁が望ましい。
 - * 教室内に適切な容量の児童用ロッカーの確保が望ましい。
 - * 教室前側の黒板は上下に動く可動式のものとし、背面黒板は設置せず、代わりに小規模のホワイトボードの設置が望ましい。
 - * 教室内に水道を設置する。(蛇口2個程度の大きさ) また、水道は汚れが落ちやすい材質のものを使用することが望ましい。
 - * 教室南西側には、教員用の棚を設置することが望ましい。
- ・特別支援教室
 - * 教室の広さは普通教室の1/2の広さとし、1階南面に配置されたい。
 - * ことばの教室の隣には、遊戯室を設置する。遊戯室はことばの教室から中が見える作りが望ましい。
 - * シャワー設備の設置が望ましい。
 - * 特別支援学級用の多目的トイレを設置されたい。
 - * パーテーション等の間仕切りの壁を設置することが望ましい。
- ・特別教室
 - * 2階東側に家庭科室を配置することが望ましい。
 - * 家庭科室内に調理器具等の収納スペースを設置することが望ましい。
 - * 家庭科室は普通教室よりも広い教室が望ましい。
 - * 衛生に配慮した設備等が望ましい。
- ・図書室
 - * 3教室分以上の広い図書室とされたい。
 - * 図書室は2フロアとし、図書室内に階段を設置することが望ましい。
また、2階・3階それぞれに図書室の出入り口を設置することが望ましい。
 - * 図書室内は一部吹き抜けとされたい。
 - * 図書室内に木造校舎の記念スペースの設置が望ましい。
 - * 採光を考慮し、明るさを確保されたい。
 - * 本棚は低いものを設置することが望ましい。
 - * 図書室の窓はUVカットのものが望ましい。
 - * プロジェクターを映せるスペースの確保が望ましい。
 - * 図書室内に部分的にカーペットの場所と畳の場所の設置が望ましい。
 - * 40人分の机・椅子の確保が望ましい。
- ・教育相談室
 - * 各階に1教室配置が望ましい

- ・個別指導室
 - * 児童生徒の指導やクールダウン用に各階2教室ずつ配置することが望ましい。
- ・資料室
 - * 各階に2箇所配置することが望ましい。
 - * 広さは普通教室の1/3の広さが望ましい。
- ・多目的室
 - * 1階多目的室の壁は可動式にすることが望ましい。
- ・給食室
 - * 給食室は1階西側に配置されたい。
 - * 給食室北側に搬入スペースを設置し、搬入車の導線の確保が望ましい。
 - * 給食室北側に調理員の駐車場の確保が望ましい。
 - * 給食室の隣に配膳室を配置し、給食をスムーズに運べるようにすることが望ましい。
- ・昇降口
 - * 昇降口は東西に2箇所設置し、適切な容量の下駄箱の設置が望ましい。
- ・トイレ
 - * 児童の人数を考慮し、適切な数を設置することが望ましい。
 - * 全て洋式で温水洗浄機能付き暖房便座が望ましい。
 - * 床はドライ仕様が望ましい。
 - * 臭気に配慮し、十分な通気性の確保が望ましい。
- ・手洗い場
 - * 手洗い場は児童の人数を考慮し、適切な数の設置が望ましい。
(各フロア3箇所、蛇口数は各学年10栓要望)
- ・屋上
 - * 太陽光発電システムを設置されたい。

新校舎

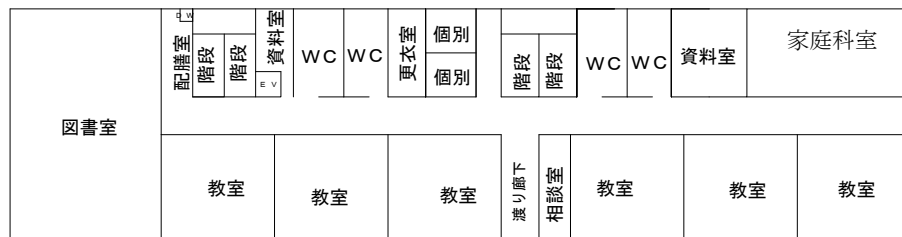


新 校 舎

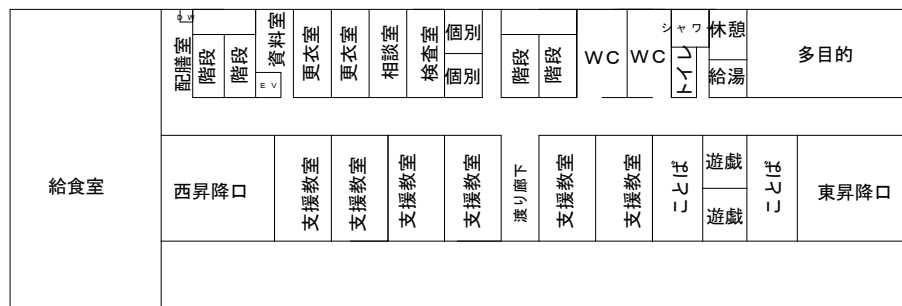
3 階平面図



2 階平面図



1 階平面図



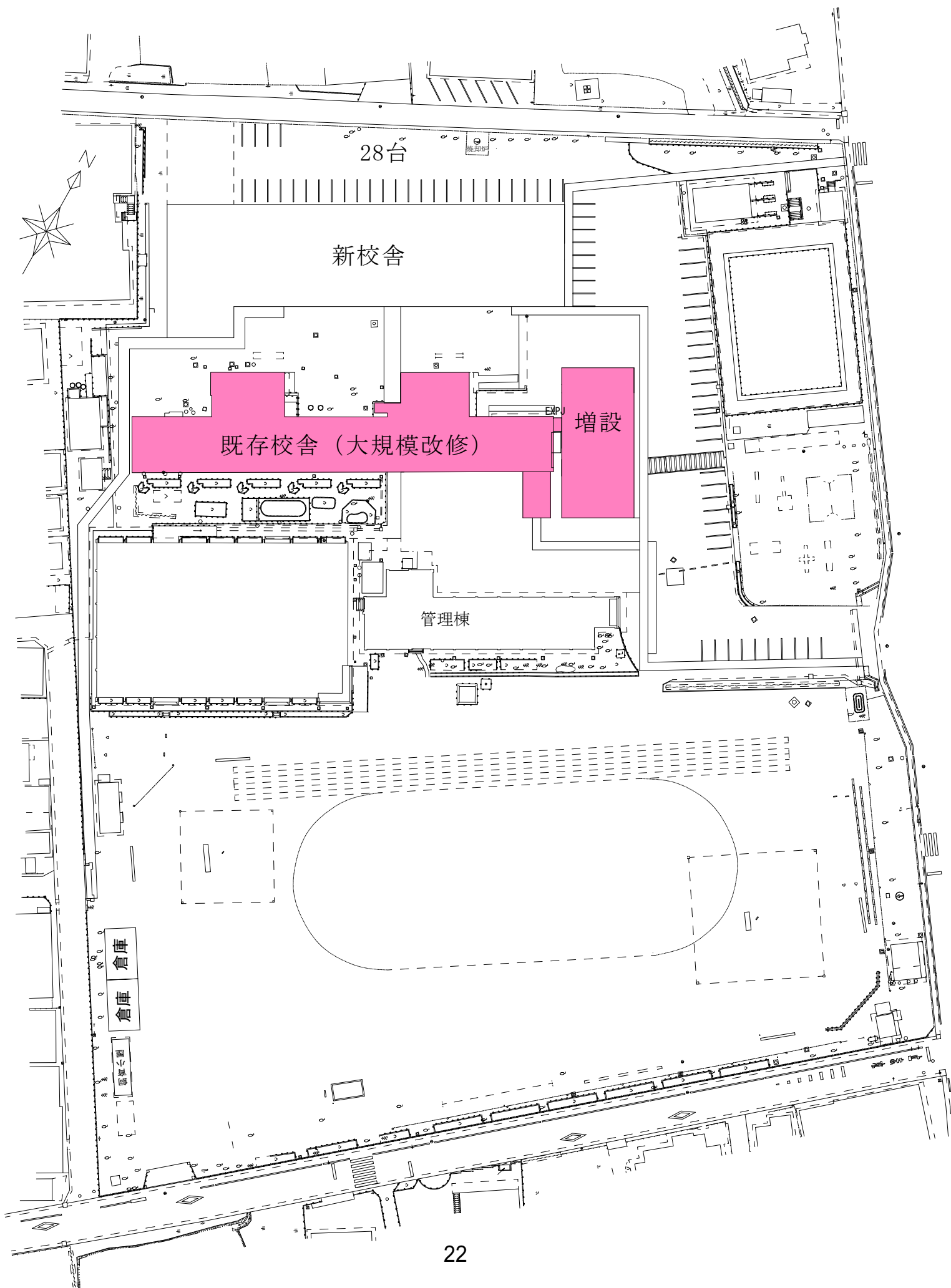
新 校 舎

区 分	室名		室数	備 考
普通教室	普通教室		12	2階6教室, 3階6教室
特別支援諸室	特別支援学級教室		6	1階
	ことばの教室		2	1階
	多目的室 (スペース)		2	1階、3階 東端
	シャワールーム		1	1階
	検査室		1	1階
	遊戯室		2	1階
特別教室等	家庭科 (調理) 室		1	2階 東端
	図書室		1	2, 3階 西端
	教育相談室		3	各フロア
	個別指導室		6	各フロア
管理諸室等	児童更衣室		4	1階2室, 2・3階 各1室
	資料室		5	1階1室, 2・3階 各2室
給食関係室	給食調理室		1	1階 西端
	調理員休憩室		1	1階 西端
	給食用昇降機		1	1階 西端
	配膳室		3	各フロア
共有部	昇降口	児童用	2	1階 西端・東端
	トイレ	児童用	5	1階1箇所, 2・3階2箇所
		多目的	1	1階
	手洗い場			
	エレベーター		1	

③既存校舎（大規模改修）

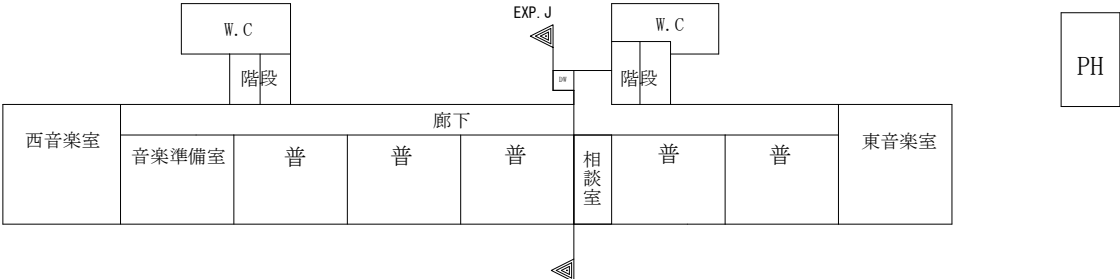
- ・普通教室
 - * 1階に2教室、2階に5教室、3階に5教室の計12教室を設置されたい。
 - * 児童用のロッカーは適切な容量を確保することが望ましい。
 - * 黒板は可動式が望ましい。
- ・理科室
 - * 1階西端から第1理科室、理科準備室、第2理科室を配置されたい。
 - * 実験器具の収納スペースを設置することが望ましい。
 - * 安全を考慮した作りにすることが望ましい
- ・図工室
 - * 図工室は2階西端に配置し、隣に準備室を配置されたい。
 - * 工具の収納スペースの設置が望ましい。
- ・被服室
 - * 被服室は2階東端に配置されたい。
 - * 器具の収納スペースを設置することが望ましい。
- ・音楽室
 - * 音楽室は3階西端と東端にそれぞれ配置し、西端の隣には準備室を配置されたい。
 - * 楽器の収納スペースを設置することが望ましい。
- ・校長室
 - * 校長室は増設する職員室内部に配置されたい。
 - * 現在の校長室と同程度の広さを確保されたい。
- ・職員室
 - * 1階東端に新しく増設されたい。
 - * 職員室内に事務スペース、給湯室、印刷室、更衣室を設置されたい。
- ・保健室
 - * 職員室の近くに配置し、緊急車両が乗り付けられる位置に配置されたい。
 - * シャワー設備を設置することが望ましい。
 - * 薬品や備品を収納できるよう十分な収納棚等を設置することが望ましい。
- ・放送室
 - * 校舎南の渡り廊下付近に増設することが望ましい。

既存校舎（大規模改修）

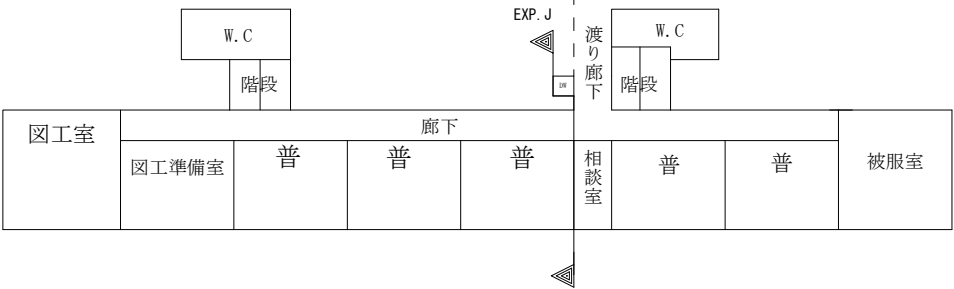


既存校舎（大規模改修）

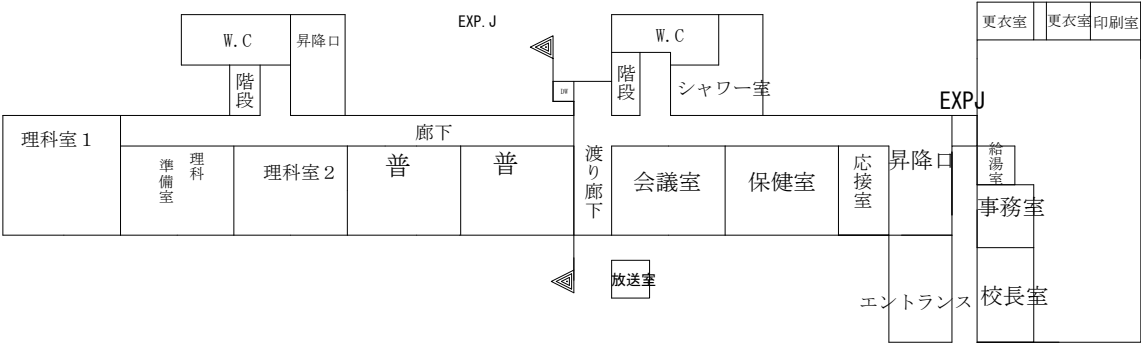
3階平面図



2階平面図



1階平面図



既存校舎（大規模改修）

区 分	室名		室数	備 考
普通教室	普通教室		12	1階2教室, 2・3階5教室
特別教室等	第1理科室		1	1階 西端
	理科準備室		1	理科室隣
	第2理科室		1	1階
	東音楽室		1	3階 東端
	西音楽室		1	3階 西端
	音楽準備室		1	西音楽室隣
	図工室		1	2階 西端
	図工準備室		1	図工室隣
	家庭科（被服）室		1	2階 東端
	教育相談室		2	2・3階 各1室
管理諸室等	校長室		1	増設 1階東端
	職員室		1	増設 1階東端
	事務室		1	増設 1階東端
	会議室		1	1階
	放送室		1	増設 1階東端
	印刷室		1	増設 1階東端
	保健室		1	1階
	職員更衣室		2	増設 1階東端
	応接室		1	増設 昇降口隣
	給湯室		1	増設 1階東端
共有部	昇降口	児童用	1	1階西
		職員・来賓用	1	増設 1階東
	トイレ	児童用	5	1階1箇所, 2・3階2箇所
		職員・来賓用	1	1階東
	手洗い場			

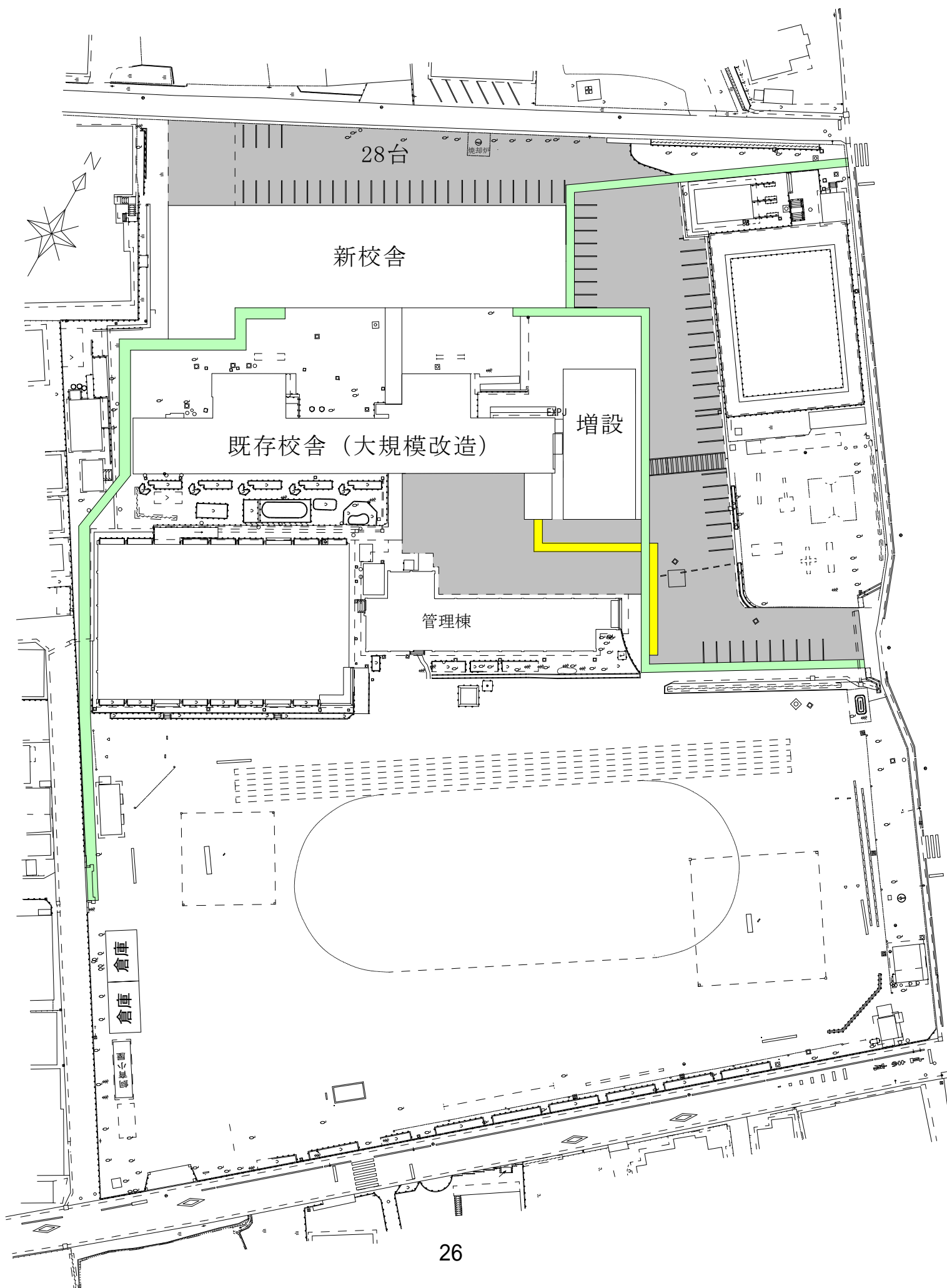
④外構

- ・ 駐車場
 - * 職員、臨時職員、調理員、来賓者及び利用者の駐車スペースを確保することが望ましい。なお、駐車場は新校舎北・東側、プール西側、既存教室棟南側にそれぞれ確保できる台数を設置することとし、不足した場合には、校外に駐車場を設けることが望ましい。
 - * 児童と車両の動線をできるだけ分離し、児童が通行する部分を明確にすることが望ましい。(カラー舗装等)
- ・ 防犯対策
 - * 職員室から校庭が見渡せないため、監視・防犯カメラの設置や門扉・フェンスの設置等の防犯対策を施すことが望ましい。

⑤その他

- ・ 校庭西側に倉庫を設置することが望ましい。
- ・ 管理棟は学校管理から除外し、利用する団体等が管理することが望ましい。

外 構



IV. 年次計画

